

令和3年2月26日提出

## 令和3年2月市議会定例会

説明書・参考

〔 報告第2号  
議案第37号 〕

島 田 市



# 説 明 書

報告第2号 専決処分の報告について（島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用する条文を整理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第37号 島田市休日急患診療所条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルスワクチンの接種を休日急患診療所において実施できるようにするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。



# 目 次

報告第2号	専決処分の報告について（島田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	
	◇新旧条文対照表 -----	1
議案第37号	島田市休日急患診療所条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	3

新 条 文

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第6条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 省略

3 省略

# 対 照 表

## 旧 条 文

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第6条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 省略

3 省略

# 議案第37号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市休日急患診療所条例

### 新 条 文

(設置)

第1条 休日等において、急病人が発生した場合の応急の診療等を行うため、診療所を設置する。

# 対 照 表

旧 条 文
-------

(設置)

第1条 休日等において急病人が発生した場合に対処し、その応急の診療を行うため、診療所を設置する。